

### 第 3 期中期目標、中期計画及び各年度計画対照表

第 3 期中期目標	第 3 期中期計画	平成 1 9 年度計画	平成 2 0 年度計画	平成 2 1 年度計画	平成 2 2 年度計画
<p>I 中期目標の期間 中期目標の期間は、平成 1 9 年 4 月 1 日から平成 2 3 年 3 月 3 1 日までの 4 年間とする。</p>					
<p>II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. 学校教育関係職員に対する研修 (1) 実施する研修の基本的な内容 国として実施する責務を有する研修は、以下の①及び②を基本とし、センターはこれに沿った、別紙に掲げる各研修を実施する。各研修の研修内容、受講対象、日数、人数等については、中期計画で定める。 なお、毎事業年度の各研修の日数、人数は、中期計画を基本としつつ、より効果的・効率的なものとなるよう年度計画において明確に定める。</p> <p>① 各地域で学校教育において中心的な役割を担う校長・教頭等の教職員に対する学校管理研修 ② 喫緊の重要課題について、地方公共団体が行う研修等の講師や企画・立案等を担う指導者を養成するための研修</p> <p>これに加え、地方公共団体単独での実施が困難なことから共益的事業として地方公共団体からの委託等により例外的に、以下の③の研修を実施する。 ③ 地方公共団体の共益的事業として委託等により例外的に実施する研修</p> <p>このほか、①から③に該当するものであって、別紙以外に緊急に実施する必要性が生じた研修については、関係行政機関の委託等により実施する。</p> <p>(2) 各研修の目標とする成果の指標 各研修の目標とする成果の指標については、以下に掲げるような方法を基本として各研修毎に定め、達成状況を把握するとともに、その達成に努める。</p>	<p>I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1. 学校教育関係職員に対する研修 (1) 実施する研修の基本的な内容 センターは、中期目標に基づき、以下の①及び②を基本とした別紙 1 に掲げる各研修を実施する。 なお、各研修の日数、人数等の詳細については、別紙 1 に掲げるものを基本としつつ、毎事業年度の実際の受講者数、受講者又は任命権者等からのアンケート調査結果、評価結果を踏まえて、より効果的・効率的なものとなるよう年度計画において明確に定める。</p> <p>① 各地域で学校教育において中心的な役割を担う校長・教頭等の教職員に対する学校管理研修 ② 喫緊の重要課題について、地方公共団体が行う研修等の講師や企画・立案等を担う指導者を養成するための研修</p> <p>これに加え、以下の③の研修として、別紙 2 に掲げる各研修を実施する。 ③ 地方公共団体の共益的事業として委託等により例外的に実施する研修</p> <p>このほか、①から③に該当するものであって、別紙以外に、緊急に新たに実施する 必要性が生じた研修については、関係行政機関からの要請又は委託により実施する。</p> <p>(2) 各研修の目標とする成果の指標 各研修の目標とする成果の指標については、各研修毎に、以下の①から④の方法の中から別紙 1 及び別紙 2 に掲げるように定め、達成状況を把握するとともに、その達成に努める。</p>	<p>I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1. 学校教育関係職員に対する研修 (1) 実施する研修の基本的な内容 中期計画に基づき、別紙 1 のとおり各研修を実施する。 また、各研修以外に新たに実施する必要性が生じた研修については、国からの要請又は地方公共団体からの委託により実施する。</p> <p>(2) 各研修の目標とする成果の指標 中期計画の別紙に定めた、各研修毎の目標とする成果の指標について、本事業年度については、以下の①から④の方法の中から別紙 1 に掲げるように定め、達成状況を把握するとともに、その達成に努める。</p>	<p>I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1. 学校教育関係職員に対する研修 (1) 実施する研修の基本的な内容 中期計画に基づき、別紙 1 のとおり各研修を実施する。 また、各研修以外に新たに実施する必要性が生じた研修については、国からの要請又は地方公共団体からの委託により実施する。</p> <p>(2) 各研修の目標とする成果の指標 中期計画の別紙に定めた、各研修毎の目標とする成果の指標について、本事業年度については、以下の①から④の方法の中から別紙 1 に掲げるように定め、達成状況を把握するとともに、その達成に努める。</p>	<p>I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1. 学校教育関係職員に対する研修 (1) 実施する研修の基本的な内容 中期計画に基づき、別紙 1 のとおり各研修を実施する。 また、各研修以外に新たに実施する必要性が生じた研修については、国からの要請又は地方公共団体からの委託により実施する。</p> <p>(2) 各研修の目標とする成果の指標 中期計画の別紙に定めた、各研修毎の目標とする成果の指標について、本事業年度については、以下の①から④の方法の中から別紙 1 に掲げるように定め、達成状況を把握するとともに、その達成に努める。</p>	



第3期中期目標	第3期中期計画	平成19年度計画	平成20年度計画	平成21年度計画	平成22年度計画
<p>内容・方法等の見直し、インターネットの活用、大学や民間企業の専門家の活用、受講者の研修成果の把握と任命権者への提供等について検討を行い、適当なものを導入する。</p>	<p>的・効率的な実施に適当な方法を導入する。          なお、具体的な方法については、毎事業年度の計画において明確に定める。</p> <p>① 毎事業年度、受講者又はその任命権者等に対するアンケート調査等を実施し、各研修内容・方法の改善・充実に関する意見、受講者又はその任命権者等の研修ニーズ等を把握する。また、その結果を踏まえ、次年度以降の研修内容・方法の見直し等に適切に反映する。</p> <p>② 受講者及びその任命権者に対して、受講者の応募段階で、研修成果の還元に関する事前計画書等の作成・提出を求めるとともに、研修終了後、相当の期間内にこれらの者に対するアンケート調査等を行い、学校内外への研修成果の還元内容・方法等について把握する。</p> <p>③ 研修内容・方法について、一斉講義を中心とした研修を行ういわゆる事前研修と、中央において演習等を中心とした研修を行ういわゆる集合研修に分類し、事前研修については、インターネット等を活用した講義の配信、映像コンテンツ等を配布することによる自主的研修により行い、また中央で行うものは集合研修に特化・重点化する。</p> <p>④ 受講者及びその任命権者等の利便性、ニーズ等を勘案し、一定のブロック単位等、地方で開催する。</p> <p>⑤ 研修の企画や運営にあたっては、教員養成系大学・学部等の大学教員や国立教育政策研究所、民間企業等の専門家の知見を活用するとともに、これらの機関との連携・協力を推進する。</p> <p>⑥ 研修終了時に、受講者に対して研修を受講したことにより得られたと考える成果等に関する報告書（研修成果報告書）の作成・提出を義務付けるとともに、これらを任命権者に提供する。</p> <p>⑦ 研修内容の一部に、研修の企画・</p>	<p>ては導入する。</p> <p>① 受講者又はその任命権者等に対するアンケート調査等を実施し、各研修内容・方法の改善・充実に関する意見、受講者又はその任命権者等の研修ニーズ等を把握する。また、その結果を踏まえ、次年度以降の研修内容・方法の見直し等に適切に反映する。</p> <p>② 受講者及びその任命権者に対して、受講者の応募段階で、研修成果の還元に関する事前計画書等の作成・提出を求めるとともに、研修終了後、相当の期間内にこれらの者に対するアンケート調査等を行い、学校内外への研修成果の還元内容・方法等について把握する。</p> <p>③ 研修内容・方法について、一斉講義を中心とした研修を行ういわゆる事前研修と、中央において演習等を中心とした研修を行ういわゆる集合研修に分類し、事前研修については、インターネット等を活用した講義の配信、映像コンテンツ等を配布することによる自主的研修により行い、また中央で行うものは集合研修に特化・重点化する。</p> <p>④ 受講者及びその任命権者等の利便性、ニーズ等を勘案し、一定のブロック単位等、地方で開催する。</p> <p>⑤ 研修の企画や運営にあたっては、教員養成系大学・学部等の大学教員や国立教育政策研究所、民間企業等の専門家の知見を活用するとともに、これらの機関との連携・協力を推進する。</p> <p>⑥ 研修終了時に、受講者に対して研修を受講したことにより得られたと考える成果等に関する報告書（研修成果報告書）の作成・提出を義務付けるとともに、これらを任命権者に提供する。</p> <p>⑦ 研修内容の一部に、研修の企画・</p>	<p>ては導入する。</p> <p>① 受講者又はその任命権者等に対するアンケート調査等を実施し、各研修内容・方法の改善・充実に関する意見、受講者又はその任命権者等の研修ニーズ等を把握する。また、その結果を踏まえ、次年度以降の研修内容・方法の見直し等に適切に反映する。</p> <p>② 受講者及びその任命権者に対して、受講者の応募段階で、研修成果の還元に関する事前計画書等の作成・提出を求めるとともに、研修終了後、相当の期間内にこれらの者に対するアンケート調査等を行い、学校内外への研修成果の還元内容・方法等について把握する。</p> <p>③ 研修内容・方法について、一斉講義を中心とした研修を行ういわゆる事前研修と、中央において演習等を中心とした研修を行ういわゆる集合研修に分類し、事前研修については、インターネット等を活用した講義の配信、映像コンテンツ等を配布することによる自主的研修により行い、また中央で行うものは集合研修に特化・重点化する。</p> <p>④ 受講者及びその任命権者等の利便性、ニーズ等を勘案し、一定のブロック単位等、地方で開催する。</p> <p>⑤ 研修の企画や運営にあたっては、教員養成系大学・学部等の大学教員や国立教育政策研究所、民間企業等の専門家の知見を活用するとともに、これらの機関との連携・協力を推進する。</p> <p>⑥ 研修終了時に、受講者に対して研修を受講したことにより得られたと考える成果等に関する報告書（研修成果報告書）の作成・提出を義務付けるとともに、これらを任命権者に提供する。</p> <p>⑦ 研修内容の一部に、研修の企画・</p>	<p>ては導入する。</p> <p>① 受講者又はその任命権者等に対するアンケート調査等を実施し、各研修内容・方法の改善・充実に関する意見、受講者又はその任命権者等の研修ニーズ等を把握する。また、その結果を踏まえ、次年度以降の研修内容・方法の見直し等に適切に反映する。</p> <p>② 受講者及びその任命権者に対して、受講者の応募段階で、研修成果の還元に関する事前計画書等の作成・提出を求めるとともに、研修終了後、相当の期間内にこれらの者に対するアンケート調査等を行い、学校内外への研修成果の還元内容・方法等について把握する。</p> <p>③ 研修内容・方法について、一斉講義を中心とした研修を行ういわゆる事前研修と、中央において演習等を中心とした研修を行ういわゆる集合研修に分類し、事前研修については、インターネット等を活用した講義の配信、映像コンテンツ等を配布することによる自主的研修により行い、また中央で行うものは集合研修に特化・重点化する。</p> <p>④ 受講者及びその任命権者等の利便性、ニーズ等を勘案し、一定のブロック単位等、地方で開催する。</p> <p>⑤ 研修の企画や運営にあたっては、教員養成系大学・学部等の大学教員や国立教育政策研究所、民間企業等の専門家の知見を活用するとともに、これらの機関との連携・協力を推進する。</p> <p>⑥ 研修終了時に、受講者に対して研修を受講したことにより得られたと考える成果等に関する報告書（研修成果報告書）の作成・提出を義務付けるとともに、これらを任命権者に提供する。</p> <p>⑦ 研修内容の一部に、研修の企画・</p>	<p>ては導入する。</p> <p>① 受講者又はその任命権者等に対するアンケート調査等を実施し、各研修内容・方法の改善・充実に関する意見、受講者又はその任命権者等の研修ニーズ等を把握する。また、その結果を踏まえ、次年度以降の研修内容・方法の見直し等に適切に反映する。</p> <p>② 受講者及びその任命権者に対して、受講者の応募段階で、研修成果の還元に関する事前計画書等の作成・提出を求めるとともに、研修終了後、相当の期間内にこれらの者に対するアンケート調査等を行い、学校内外への研修成果の還元内容・方法等について把握する。</p> <p>③ 研修内容・方法について、一斉講義を中心とした研修を行ういわゆる事前研修と、中央において演習等を中心とした研修を行ういわゆる集合研修に分類し、事前研修については、インターネット等を活用した講義の配信、映像コンテンツ等を配布することによる自主的研修により行い、また中央で行うものは集合研修に特化・重点化する。</p> <p>④ 受講者及びその任命権者等の利便性、ニーズ等を勘案し、一定のブロック単位等、地方で開催する。</p> <p>⑤ 研修の企画や運営にあたっては、教員養成系大学・学部等の大学教員や国立教育政策研究所、民間企業等の専門家の知見を活用するとともに、これらの機関との連携・協力を推進する。</p> <p>⑥ 研修終了時に、受講者に対して研修を受講したことにより得られたと考える成果等に関する報告書（研修成果報告書）の作成・提出を義務付けるとともに、これらを任命権者に提供する。</p> <p>⑦ 研修内容の一部に、研修の企画・</p>

第3期中期目標	第3期中期計画	平成19年度計画	平成20年度計画	平成21年度計画	平成22年度計画
<p>(4) 各研修に関する廃止、縮減、内容・方法の見直し 各研修について、毎事業年度の評価結果等を踏まえ、必要な場合には、廃止、縮減、内容・方法の見直し等、所要の措置を講じる。</p>	<p>(4) 各研修に関する廃止、縮減、内容・方法の見直し 各研修について、毎事業年度の評価結果等を踏まえ、必要な場合には、廃止、縮減、内容・方法の見直し等、所要の措置を講じる。</p>	<p>(4) 各研修に関する廃止、縮減、内容・方法の見直し 各研修について、事業年度の評価結果等を踏まえ、必要な場合には、廃止、縮減、内容・方法の見直し等、所要の措置を講じる。</p>	<p>(4) 各研修に関する廃止、縮減、内容・方法の見直し 各研修について、事業年度の評価結果等を踏まえ、必要な場合には、廃止、縮減、内容・方法の見直し等、所要の措置を講じる。</p>	<p>(4) 各研修に関する廃止、縮減、内容・方法の見直し 各研修について、事業年度の評価結果等を踏まえ、必要な場合には、廃止、縮減、内容・方法の見直し等、所要の措置を講じる。</p>	<p>(4) 各研修に関する廃止、縮減、内容・方法の見直し 各研修について、事業年度の評価結果等を踏まえ、必要な場合には、廃止、縮減、内容・方法の見直し等、所要の措置を講じる。</p>
<p>2. 学校教育関係職員を対象とした研修に関する指導、助言及び援助</p> <p>各都道府県教育委員会等において、より充実した学校教育関係職員に対する研修が実施できるよう、研修に関するコンテンツの開発・提供、講師情報や研修手法の提供、研修主事等の企画・立案能力向上のための会議開催、研修施設・設備の提供等の指導、助言及び援助を行う。</p>	<p>2. 学校教育関係職員を対象とした研修に関する指導、助言及び援助</p> <p>各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等において、より充実した学校教育関係職員に対する研修が実施できるよう、以下のような指導、助言及び援助を行う。</p> <p>① 各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等の研修で活用できるデジタルコンテンツ研修教材の開発・提供、センターが行う研修の講義内容のインターネットによる提供、その他の研修教材の作成・提供</p> <p>② 各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等が研修を企画・運営する際に参考となる研修カリキュラムの開発・提供、研修手法等のノウハウについての情報提供</p>	<p>2. 学校教育関係職員を対象とした研修に関する指導、助言及び援助</p> <p>各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等において、より充実した学校教育関係職員に対する研修が実施できるよう、以下のような指導、助言及び援助を行う。</p> <p>① 各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等の研修で活用できるデジタルコンテンツ研修教材の開発・提供、センターが行う研修の講義内容のインターネットによる提供、その他の研修教材の作成・提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>デジタルコンテンツを開発しセンターのホームページなどで提供する。</li> <li>センターが実施する研修の講義内容又は事前研修講義をセンターのホームページで配信する。</li> <li>研修教材としての実践事例集を作成し提供する。</li> </ul> <p>② 各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等が研修を企画・運営する際に参考となる研修カリキュラムの開発・提供、研修手法等のノウハウについての情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「10年経験者研修」及び「今日的な教育上の重要課題に関する研修」について、参考例として提示するためのモデルカリキュラムを開発し提供する。</li> <li>効果的な研修を行うための手順や留意点、実践例を示した研修の手引きを作成し提供する。</li> </ul>	<p>2. 学校教育関係職員を対象とした研修に関する指導、助言及び援助</p> <p>各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等において、より充実した学校教育関係職員に対する研修が実施できるよう、以下のような指導、助言及び援助を行う。</p> <p>① 各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等の研修で活用できるデジタルコンテンツ研修教材の開発・提供、センターが行う研修の講義内容のインターネットによる提供、その他の研修教材の作成・提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>デジタルコンテンツを開発しセンターのホームページなどで提供する。</li> <li>センターが実施する研修の講義内容又は事前研修講義をセンターのホームページで配信する。</li> <li>研修教材としての実践事例集を作成し提供する。</li> </ul> <p>② 各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等が研修を企画・運営する際に参考となる研修カリキュラムの開発・提供、研修手法等のノウハウについての情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>今日的な教育上の重要課題に関する研修について、「大学と教育委員会の連携による研修カリキュラム」の開発を大学に委嘱し、その成果を各教育委員会の参考例として提供する。また、「教育委員会と関係機関の連携による研修カリキュラム」の開発を教育委員会に委嘱し、その成果を各教育委員会の参考例として提供する。</li> <li>効果的な研修を行うための手順や留意点、実践例を示した研修の手引き</li> </ul>	<p>2. 学校教育関係職員を対象とした研修に関する指導、助言及び援助</p> <p>各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等において、より充実した学校教育関係職員に対する研修が実施できるよう、以下のような指導、助言及び援助を行う。</p> <p>① 各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等の研修で活用できるデジタルコンテンツ研修教材の開発・提供、センターが行う研修の講義内容のインターネットによる提供、その他の研修教材の作成・提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>デジタルコンテンツを開発しセンターのホームページなどで提供する。</li> <li>センターが実施する研修の講義内容又は事前研修講義をセンターのホームページで配信する。</li> <li>研修教材としての実践事例集を作成し提供する。</li> </ul> <p>② 各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等が研修を企画・運営する際に参考となる研修カリキュラムの開発・提供、研修手法等のノウハウについての情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>今日的な教育上の重要課題に関する研修について、「大学と教育委員会の連携による研修カリキュラム」の開発を大学に委嘱し、その成果を各教育委員会の参考例として提供する。また、「教育委員会と関係機関の連携による研修カリキュラム」の開発を教育委員会に委嘱し、その成果を各教育委員会の参考例として提供する。</li> <li>効果的な研修を行うための手順や留意点、実践例を示した研修の手引き</li> </ul>	<p>2. 学校教育関係職員を対象とした研修に関する指導、助言及び援助</p> <p>各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等において、より充実した学校教育関係職員に対する研修が実施できるよう、以下のような指導、助言及び援助を行う。</p> <p>① 各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等の研修で活用できるデジタルコンテンツ研修教材の開発・提供、センターが行う研修の講義内容のインターネットによる提供、その他の研修教材の作成・提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>デジタルコンテンツを開発しセンターのホームページなどで提供する。</li> <li>センターが実施する研修の講義内容又は事前研修講義をセンターのホームページで配信する。</li> <li>研修教材としての実践事例集を作成し提供する。</li> </ul> <p>② 各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等が研修を企画・運営する際に参考となる研修カリキュラムの開発・提供、研修手法等のノウハウについての情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>今日的な教育上の重要課題に関する研修について、「大学と教育委員会の連携による研修カリキュラム」の開発を大学に委嘱し、その成果を各教育委員会の参考例として提供する。また、「教育委員会と関係機関の連携による研修カリキュラム」の開発を教育委員会に委嘱し、その成果を各教育委員会の参考例として提供する。</li> <li>効果的な研修を行うための手順や留意点、実践例を示した研修の手引き</li> </ul>

第3期中期目標	第3期中期計画	平成19年度計画	平成20年度計画	平成21年度計画	平成22年度計画
	<p>③ 研修講師についての情報提供</p> <p>④ 各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等が行っている研修事業についての情報提供</p> <p>⑤ 各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等の教育センターの研修担当主事等を対象とした会議の開催</p> <p>⑥ センターの職員を各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等が行う研修に派遣</p> <p>⑦ センターの研修施設・設備の提供</p>	<p>③ 研修講師についての情報提供 ・講師情報（センター主催研修の講師一覧）を更新し、各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等へ情報提供する。</p> <p>④ 各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等が行っている研修事業についての情報提供 ・各都道府県等の研修の実施概要、見直し状況及び大学との連携状況等について調査し、その結果を教育委員会等へ提供する。</p> <p>⑤ 各都道府県・指定都市・中核市教育委員会の教育センターの研修担当主事等を対象とした会議の開催 ・各都道府県・指定都市・中核市教育委員会及び教育（研修）センター等の職員を対象とした会議を開催する。</p> <p>⑥ センターの職員を各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等が行う研修に派遣・要請に応じ、各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等が実施する研修に、センターの職員を派遣する。</p> <p>⑦ センターの研修施設・設備の提供 ・各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等が実施する学校教育関係職員を対象とした研修等に、センターの研修施設・設備を提供する。</p>	<p>③ 研修講師についての情報提供 ・講師情報（センター主催研修の講師一覧）を更新し、各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等へ情報提供する。</p> <p>④ 各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等が行っている研修事業についての情報提供 ・各都道府県等の研修の実施概要、見直し状況及び大学との連携状況等について調査し、その結果を教育委員会等へ提供する。</p> <p>⑤ 各都道府県・指定都市・中核市教育委員会の教育センターの研修担当主事等を対象とした会議の開催 ・各都道府県・指定都市・中核市教育委員会及び教育（研修）センター等の職員を対象とした会議を開催する。</p> <p>⑥ センターの職員を各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等が行う研修に派遣・要請に応じ、各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等が実施する研修に、センターの職員を派遣する。</p> <p>⑦ センターの研修施設・設備の提供 ・各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等が実施する学校教育関係職員を対象とした研修等に、センターの研修施設・設備を提供する。</p>	<p>を作成し提供する。</p> <p>③ 研修講師についての情報提供 ・講師情報（センター主催研修の講師一覧）を更新し、各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等へ情報提供する。</p> <p>④ 各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等が行っている研修事業についての情報提供 ・各都道府県等の研修の実施概要、見直し状況及び大学との連携状況等について調査し、その結果を教育委員会等へ提供する。</p> <p>⑤ 各都道府県・指定都市・中核市教育委員会の教育センターの研修担当主事等を対象とした会議の開催 ・各都道府県・指定都市・中核市教育委員会及び教育（研修）センター等の職員を対象とした会議を開催する。</p> <p>⑥ センターの職員を各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等が行う研修に派遣 ・要請に応じ、各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等が実施する研修に、センターの職員を派遣する。</p> <p>⑦ センターの研修施設・設備の提供 ・各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等が実施する学校教育関係職員を対象とした研修等に、センターの研修施設・設備を提供する。</p>	<p>を作成し提供する。</p> <p>③ 研修講師についての情報提供 ・講師情報（センター主催研修の講師一覧）を更新し、各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等へ情報提供する。</p> <p>④ 各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等が行っている研修事業についての情報提供 ・各都道府県等の研修の実施概要、見直し状況及び大学との連携状況等について調査し、その結果を教育委員会等へ提供する。</p> <p>⑤ 各都道府県・指定都市・中核市教育委員会の教育センターの研修担当主事等を対象とした会議の開催 ・各都道府県・指定都市・中核市教育委員会及び教育（研修）センター等の職員を対象とした会議を開催する。</p> <p>⑥ センターの職員を各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等が行う研修に派遣 ・要請に応じ、各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等が実施する研修に、センターの職員を派遣する。</p> <p>⑦ センターの研修施設・設備の提供 ・各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等が実施する学校教育関係職員を対象とした研修等に、センターの研修施設・設備を提供する。</p>
<p>3. その他 各都道府県教育委員会等において実施している学校教育関係職員に対する研修について、その内容・方法等に関する情報の収集、調査を行い、それらの結果をセンターが行う事業に活用する。</p>	<p>3. その他 各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等において独自に実施している学校教育関係職員に対する研修について、毎事業年度、その内容・方法等に関する情報を収集・蓄積し、その結果をセンターの事業に活用する。</p>	<p>3. その他 各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等において独自に実施している学校教育関係職員に対する研修について、その内容・方法等に関する情報を収集・蓄積し、その結果をセンターの事業に活用する。</p>	<p>3. その他 各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等において独自に実施している学校教育関係職員に対する研修について、その内容・方法等に関する情報を収集・蓄積し、その結果をセンターの事業に活用する。</p>	<p>3. その他 各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等において独自に実施している学校教育関係職員に対する研修について、その内容・方法等に関する情報を収集・蓄積し、その結果をセンターの事業に活用する。</p>	<p>3. その他 各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等において独自に実施している学校教育関係職員に対する研修について、その内容・方法等に関する情報を収集・蓄積し、その結果をセンターの事業に活用する。</p>
<p>Ⅲ 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1. 経費等の縮減・効率化 センターの業務運営に際しては、既存事業の見直し、効率化を進めることとし、一般管理費（土地借料除く）については、中期目標期間中、毎事業年</p>	<p>Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1. 経費等の縮減・効率化 センターの業務運営に際しては、既存事業の見直し、効率化を図る。このため、一般管理費（土地借料除く）については、計画的な削減に努め、中期</p>	<p>Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1. 経費等の縮減・効率化 センターの業務運営に際しては、一般管理費（土地借料除く）については、前年度に比較して3%以上、また、業務経費についても前年度に比較して</p>	<p>Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1. 経費等の縮減・効率化 センターの業務運営に際しては、一般管理費（土地借料除く）については、前年度に比較して3%以上、また、業務経費についても前年度に比較して</p>	<p>Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1. 経費等の縮減・効率化 センターの業務運営に際しては、一般管理費（土地借料除く）については、前年度に比較して3%以上、また、業務経費についても前年度に比較して</p>	<p>Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1. 経費等の縮減・効率化 センターの業務運営に際しては、一般管理費（土地借料除く）については、前年度に比較して3%以上、また、業務経費についても前年度に比較して</p>

第3期中期目標	第3期中期計画	平成19年度計画	平成20年度計画	平成21年度計画	平成22年度計画
<p>度において、対前年度比3%以上の効率化を図るほか、業務経費についても毎事業年度において、対前年度比2%以上の効率化を図る。</p> <p>その際、業務の実施にあたり随意契約により委託等を行っているものについては、国における見直しの取組（「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付け財計2017号））等を踏まえ、一般競争入札の導入等の契約の見直しを行う。</p>	<p>目標期間中、毎事業年度において、対前年度比3%以上の効率化を図る。また、業務経費についても毎事業年度において、対前年度比2%以上の効率化を図る。</p> <p>その際、研修事業等の質の低下を招かないように配慮するとともに、国における見直しの取組（「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付け財計2017号））等を踏まえ、一般競争入札の導入等の契約の見直しを行う。</p>	<p>2%以上の効率化を図る。</p> <p>また、契約業務において、一般競争入札の範囲拡大や契約に係る情報公開等を通じた、業務運営の一層の効率化を図る。</p> <p>なお、平成19年度においても、引き続き物件費等の経費の節減に努めるとともに、以下の事項を中心に検討を行い、効率化を図る。</p> <p>① 事務情報化を推進し、事務処理の効率化を図る。</p> <p>② 機器・設備の調達及び更新にあつては、環境へ配慮した機器・設備の購入に努める。</p>	<p>2%以上の効率化を図る。</p> <p>また、契約業務において、随意契約の見直し計画を着実に実施し、一般競争入札の範囲拡大や契約に係る情報公開等を通じた、業務運営の一層の効率化を図る。</p> <p>なお、平成20年度においても、引き続き物件費等の経費の節減に努めるとともに、以下の事項を中心に検討を行い、効率化を図る。</p> <p>① 情報化の推進による事務処理の効率化</p> <p>② 環境に配慮した機器・設備等の調達</p>	<p>2%以上の効率化を図る。</p> <p>また、契約業務において、随意契約の見直し計画を着実に実施し、一般競争入札の範囲拡大や契約に係る情報公開等を通じた、業務運営の一層の効率化を図る。</p> <p>平成21年度においても、引き続き物件費等の経費の節減に努めるとともに、以下の事項を中心に検討を行い、効率化を図る。</p> <p>① 情報化の推進による事務処理の効率化</p> <p>② 環境に配慮した機器・設備等の調達</p> <p>なお、平成20年度における施設の稼働日数は、260日（3月4月を除くと253日）となっているが、さらに有効活用を図るための方策について検討を行う。</p>	<p>2%以上の効率化を図る。</p> <p>また、契約業務において、随意契約の見直し計画を着実に実施し、一般競争入札の範囲拡大や契約に係る情報公開等を通じた、業務運営の一層の効率化を図る。</p> <p>さらに昨年11月に閣議決定された「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に沿って設置（平成21年12月7日）した契約監視委員会により、随意契約事由の妥当性、一般競争入札等に係る競争性の確保について点検を行う。</p> <p>平成22年度においても、引き続き物件費等の経費の節減に努めるとともに、以下の事項を中心に検討を行い、効率化を図る。</p> <p>① 研修施設や宿泊施設の維持管理等の民間委託の推進</p> <p>② 環境に配慮した機器・設備等の調達</p>
<p>2. 業務運営の点検・評価の実施</p> <p>業務運営について定期的な自己点検・評価を積極的に行い、その結果を業務の改善に反映させる。</p>	<p>2. 業務運営の点検・評価の実施</p> <p>センターの業務運営について、自己点検・評価委員会等において、毎事業年度、業務運営について積極的な自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえて、業務運営の改善を促進する。なお、自己評価の際には、教育関係者、受講者、民間企業関係者など外部人材の活用を図る。</p>	<p>2. 業務運営の点検・評価の実施</p> <p>法人内部における外部有識者を含めた自己点検・評価委員会等において、センターの業務運営について、自己点検・評価を実施し、業務運営の改善を促進する。</p>	<p>2. 業務運営の点検・評価の実施</p> <p>法人内部における外部有識者を含めた自己点検・評価委員会等において、センターの業務運営について、自己点検・評価を実施し、業務運営の改善を促進する。</p>	<p>2. 業務運営の点検・評価の実施</p> <p>法人内部における外部有識者を含めた自己点検・評価委員会等において、センターの業務運営について、自己点検・評価を実施し、業務運営の改善を促進する。</p> <p>なお、昨年4月に発覚した物品調達に関する収賄事件に関しては、再発防止策として以下のとおり改善を図ったところであるが、引き続き契約事務処理の適正化と内部統制の強化を行うとともに、職員の倫理に関する意識啓発を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約担当職員の在職期間の長期化回避</li> <li>・マニュアルに沿った事務処理の徹底</li> <li>・チェック体制の充実による内部けん制の強化</li> </ul>	
<p>IV 財務内容の改善に関する事項</p> <p>1. 自己収入の確保</p> <p>国が実施する責務を有する研修等の実施という性格に十分留意しつつ、宿泊料等、自己収入の確保に努める。また、自己収入の取扱いにおいては、毎事業年度に計画的な収支計画を作成し、当該収支計画による運営に努める。</p> <p>2. 固定経費の節減</p> <p>管理業務の効率化を図るとともに、効</p>	<p>Ⅲ 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画</p> <p>収入面に関しては、実績を勘案しつつ、計画的な収支計画による運営を図る。また、管理業務の効率化を進める観点から、毎事業年度において、適切な効率化を見込んだ予算による運営に努める。</p> <p>1. 予算（中期計画の予算）別紙3のとおり。</p>	<p>Ⅲ 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画</p> <p>1. 予算別紙2のとおり。</p>	<p>Ⅲ 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画</p> <p>1. 予算別紙2のとおり。</p>	<p>Ⅲ 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画</p> <p>1. 予算別紙2のとおり。</p>	<p>Ⅲ 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画</p> <p>1. 予算別紙2のとおり。</p>

第3期中期目標	第3期中期計画	平成19年度計画	平成20年度計画	平成21年度計画	平成22年度計画
<p>率的な施設運営を行うこと等により、固定経費の節減を図る。</p> <p>3. 財務内容等の透明性の確保 センターの財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報の公表の充実等を図る。</p>	<p>2. 収支計画 別紙4のとおり。</p> <p>3. 資金計画 別紙5のとおり。</p> <p>IV 短期借入金の限度額 短期借入金の限度額は4億円とする。 短期借入金が想定される事態としては、運営費交付金の受入に遅延が生じた場合である。なお、想定されていない退職手当の支給などにより緊急に必要となる経費として借入することも想定される。</p> <p>V 重要な財産の処分等に関する計画 重要な資産を譲渡、処分する計画はない。</p> <p>VI 剰余金の使途 センターの決算において剰余金が発生したときは、研修事業の充実、各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等に対する指導、助言及び援助の充実、施設・設備整備の充実等に充てる。</p>	<p>2. 収支計画 別紙3のとおり。</p> <p>3. 資金計画 別紙4のとおり。</p> <p>IV 短期借入金の限度額 短期借入金の限度額は4億円とする。 短期借入金が想定される事態としては、運営費交付金の受入に遅延が生じた場合である。なお、想定されていない退職手当の支給などにより緊急に必要となる経費として借入することも想定される。</p> <p>V 剰余金の使途 センターの決算において剰余金が発生したときは、研修事業の充実、各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等に対する指導、助言及び援助の充実、施設・設備整備の充実等に充てる。</p>	<p>2. 収支計画 別紙3のとおり。</p> <p>3. 資金計画 別紙4のとおり。</p> <p>IV 短期借入金の限度額 短期借入金の限度額は4億円とする。 短期借入金が想定される事態としては、運営費交付金の受入に遅延が生じた場合である。なお、想定されていない退職手当の支給などにより緊急に必要となる経費として借入することも想定される。</p> <p>V 剰余金の使途 センターの決算において剰余金が発生したときは、研修事業の充実、各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等に対する指導、助言及び援助の充実、施設・設備整備の充実等に充てる。</p>	<p>2. 収支計画 別紙3のとおり。</p> <p>3. 資金計画 別紙4のとおり。</p> <p>IV 短期借入金の限度額 短期借入金の限度額は4億円とする。 短期借入金が想定される事態としては、運営費交付金の受入に遅延が生じた場合である。なお、想定されていない退職手当の支給などにより緊急に必要となる経費として借入することも想定される。</p> <p>V 剰余金の使途 センターの決算において剰余金が発生したときは、研修事業の充実、各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等に対する指導、助言及び援助の充実、施設・設備整備の充実等に充てる。</p>	<p>2. 収支計画 別紙3のとおり。</p> <p>3. 資金計画 別紙4のとおり。</p> <p>IV 短期借入金の限度額 短期借入金の限度額は4億円とする。 短期借入金が想定される事態としては、運営費交付金の受入に遅延が生じた場合である。なお、想定されていない退職手当の支給などにより緊急に必要となる経費として借入することも想定される。</p> <p>V 剰余金の使途 センターの決算において剰余金が発生し、特に次期中期計画期間へ繰り越す理由がない場合には、国庫に返還する。</p>
<p>V その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1. 長期的視野に立った施設・設備の整備・管理の実施 (1) 施設・設備については、長期的視野に立った整備を推進する。また、管理運営については、維持保全を着実に実施することで、受講者等の安全の確保に万全を期する。 (2) 受講者本位の快適な研修環境の形成のための施設整備を進める。 (3) センターの保有する研修施設について、他の主催者が実施する学校教育関係職員を対象とした研修での利用を促進することにより、土地・建物等の効率的な活用を図るよう見直しを行う。</p>	<p>VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1. 施設・設備に関する計画 別紙6のとおり。 (1) 施設・設備の運営にあたっては、長期的視野に立った整備計画を策定し、施設・設備整備を推進する。 また、管理運営においては、維持保全を着実に実施することで、受講者の安全の確保に万全を期する。 (2) 受講者本位の立場から施設・設備の整備を進めることとし、宿泊施設・設備の充実等、受講者が快適に研修を受講できるよう配慮した施設・設備の整備を行う。 (3) 学校教育関係職員を対象とした研修に、センターの研修施設・設備の提供を行うよう見直しを行う。</p>	<p>VI その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1. 施設・設備に関する計画 ・借用部分の本部用地を購入する167百万円 ・施設の安全性を確保するため、屋外通路タイル修繕を行う25百万円 ・学校教育関係職員を対象とした研修に、センターの研修施設・設備の提供を行う。</p>	<p>VI その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1. 施設・設備に関する計画 ・借用部分の本部用地を購入する192百万円 ・学校教育関係職員を対象とした研修に、センターの研修施設・設備の提供を行う。</p>	<p>VI その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1. 施設・設備に関する計画 ・借用部分の本部用地を購入する192百万円 ・学校教育関係職員を対象とした研修に、センターの研修施設・設備の提供を行う。</p>	<p>VI その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1. 施設・設備に関する計画 ・借用部分の本部用地を購入する192百万円 法人化後の用地購入計画(平成13年度から26年度の14年間)の10年目 ・センター施設の利用率の向上を図る方策として、平成21年9月に施設の貸付規程等を変更し、利用者や事業の利用基準を緩和したところであり、今後、学校教育関係者等を対象とした研修や大学の課外活動を積極的に誘致し、施設の有効活用を図る。</p>

第3期中期目標	第3期中期計画	平成19年度計画	平成20年度計画	平成21年度計画	平成22年度計画
<p>2. 人事に関する計画</p> <p>センターは、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づき、役職員に係る人件費の総額について、平成18年度以降の5年間で、平成17年度における額から5%以上を基本とする削減の着実な実施に取り組むとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえた役職員の給与の見直しを行う。</p> <p>更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。</p> <p>なお、人件費の削減にあたっては、事業の廃止・重点化等による業務量の減少も踏まえ、常勤職員数を大幅に削減する。</p> <p>また、研修等のより一層の効果的実施のため、職員の企画・立案能力等の専門性を高めるよう努める。</p>	<p>2. 人事に関する計画</p> <p>(1) 方針</p> <p>限られた人員での効果的・効率的な研修事業等の遂行を実現するため、職員研修等を実施し、職員の研修の企画・立案能力等の専門性を高めるとともに、意識向上を図る。</p> <p>また、都道府県・指定都市・中核市教育委員会等の専門性の高い職員を雇用することにより、質の高い人材の確保・育成を図り、職員の意識や能力に応じた適正な人事配置を行う。</p> <p>(2) 人員に関する指標</p> <p>「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、平成22年度人件費について、対平成17年度人件費5%以上の削減を図る。ただし、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分については削減対象より除く。なお、人件費の範囲は国家公務員という基本給、職員諸手当、超過勤務手当を含み、退職手当及び福利厚生費は含まない。</p> <p>また、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを行う。</p> <p>更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。</p> <p>常勤職員については、その職員数を大幅に削減する。</p> <p>(参考1)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・期初の常勤職員数50人</li> <li>・期末の常勤職員数の見込み45人</li> </ul> <p>(参考2)</p> <p>中期目標期間中の人件費総額見込み 1,824百万円</p> <p>但し、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与、退職手当及び共済組合掛金等に関わる事業主負担分等に相当する範囲の費用である。</p>	<p>2. 人事に関する計画</p> <p>(1) 職員の研修に関する専門性の一層の向上を図るため、職員研修を実施する。</p> <p>(2) 研修事業の業務に対応した組織の見直しに努め、職員の適正配置と計画的な人事交流の推進を図る。</p> <p>(3) 当該年度の人件費を平成18年度の人件費に比べ1.0756%以上削減する。ただし、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分については削減対象より除く。なお、人件費の範囲は国家公務員という基本給、職員諸手当、超過勤務手当を含み、退職手当及び福利厚生費は含まない。</p> <p>また、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを行う。</p> <p>(4) 常勤職員数の削減を図る。</p>	<p>2. 人事に関する計画</p> <p>(1) 職員の研修に関する専門性の一層の向上を図るため、職員研修を実施する。</p> <p>(2) 研修事業の業務に対応した組織の見直しに努め、職員の適正配置と計画的な人事交流の推進を図る。</p> <p>(3) 当該年度の人件費を平成19年度の人件費に比べ1.6666%以上削減する。ただし、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分については削減対象より除く。なお、人件費の範囲は国家公務員という基本給、職員諸手当、超過勤務手当を含み、退職手当及び福利厚生費は含まない。</p> <p>また、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを行う。</p> <p>(4) 常勤職員数の削減を図る。</p>	<p>2. 人事に関する計画</p> <p>(1) 職員の研修に関する専門性の一層の向上を図るため、職員研修を実施する。</p> <p>(2) 研修事業の業務に対応した組織の見直しに努め、職員の適正配置と計画的な人事交流の推進を図る。</p> <p>(3) 当該年度の人件費を平成20年度の人件費に比べ1.6666%以上削減する。ただし、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分については削減対象より除く。なお、人件費の範囲は国家公務員という基本給、職員諸手当、超過勤務手当を含み、退職手当及び福利厚生費は含まない。</p> <p>また、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを行う。</p> <p>(4) 常勤職員数の削減を図る。</p>	<p>2. 人事に関する計画</p> <p>(1) 職員の研修に関する専門性の一層の向上を図るため、職員研修を実施する。</p> <p>(2) 研修事業の業務に対応した組織の見直しに努め、職員の適正配置と計画的な人事交流の推進を図る。</p> <p>(3) 当該年度の人件費を平成21年度の人件費に比べ1.6666%以上削減し、18年度からの5年間で5%の削減目標を達成する。ただし、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分については削減対象より除く。なお、人件費の範囲は国家公務員という基本給、職員諸手当、超過勤務手当を含み、退職手当及び福利厚生費は含まない。</p> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成17年度決算額 416,199千円</li> <li>・平成22年度目標額 395,389千円</li> </ul> <p>また、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを行う。</p> <p>(4) 第3期中期計画期間の最終年度として常勤職員数の削減計画を達成する(50人から45人に削減)。</p>
	<p>3. 中期目標期間を越える債務負担</p> <p>電子計算機の賃貸借期間、平成19年度から平成23年度にかかる4年間</p>				